3 経過的取扱い

【新設】(経過的取扱い(3)…外国法人の内部取引に係る課税の特例に関する改正通達の適用時期)

<u>この法令解釈通達による改正後の66の4の3(1)-1から66の4の3(8)-2までの取扱いは、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。</u>

【解説】

平成 26 年度の税制改正により、外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引について、その内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額が過少となるとき、又は損金の額に算入すべき金額が過大となるときは、恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税に関する法令の規定の適用については、その内部取引は独立企業間価格によるものとすることが規定された(措法 66 の 4 の 3 ①)。

この規定は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされている(平成26年改正法附則92)。

これに伴い、外国法人の内部取引に係る課税の特例に関して措置法通達 66 の 4 の 3 (1) -1 から 66 の 4 の 3 (8) -2 までの新設を行っているが、その取扱いは、外国法人の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することになるので、本通達において、そのことを念のため明らかにしている。

【新設】(経過的取扱い4)…国外所得金額の計算の特例に関する改正通達の適用時期)

この法令解釈通達による改正後の 67 の 18-1 から 67 の 18-3 までの取扱いは、内国 法人の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の措置法第 67 条の 18 第 1 項に規定する国外所得金額の計算について適用する。

【解説】

1 平成 26 年度の税制改正により、内国法人が外国税額控除の適用を受ける場合において、その内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、外国税額控除の控除限度額の計算の基礎となる国外所得金額の計算上、その内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額が過少となるときは、その国外所得金額の計算については、その内部取引は独立企業間価格によるものとすることが規定された(措法 67 の 18①)。

この規定は、内国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度の国外所得金額の計算について適用することとされている(平成26年改正法附則102)。

これに伴い、国外所得金額の計算の特例に関して措置法通達 67 の 18-1 から 67 の 18-3 までの新設を行っているが、その取扱いは、内国法人の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の国外所得金額の計算について適用することになるので、本通達において、そのことを念のため明らかにしている。

2 連結納税制度においても、同様の通達(連措通(経過的取扱い(3)…連結法人の連結国外 所得金額の計算の特例に関する改正通達の適用時期))を定めている。